

# 原油価格高騰 緊急経済対策補助金

< 6月30日時点版 >

## 原油価格高騰緊急経済対策補助金とは？

原油価格の高騰による地域経済への影響に対応するため、事業活動において多量の燃料油（ガソリン・軽油・重油・灯油）を使用する市内事業者の皆様の負担軽減を図るための補助金です。

## 補助金額

最大 **40万円**（**1事業者1回限り**）

令和4年1月から5月までの任意の連続するふた月における油種毎の[購入量(ℓ) × 燃料価格上昇額]の合計額（補助対象経費）に補助率**2分の1**を掛けた金額。

燃料価格上昇額（1ℓ当たり） ガソリン32円、軽油32円、重油29円、灯油27円

※国の石油製品価格調査を基に市が設定した、1リットル当たりの前年同時期からの価格上昇相当額。

## 対象者 ※ 次の①～④を満たす方

- ① 倉敷市内に主たる事業所を有する中小企業者等（法人・個人事業主）  
市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人事業主
- ② 令和4年1月1日時点で市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思がある方
- ③ 燃料油（ガソリン・軽油・重油・灯油）の消費量が多い事業用の機器・設備等を有する方
- ④ 算出した補助対象経費（上記を参照）が**20万円以上**の方  
※原材料使用及び販売を目的として購入したものは補助対象となりません。

**申請期限：令和4年8月31日（水）必着**

申請方法など、詳しくは中面、裏面をご確認ください。 

<お問合せ> 倉敷市事業継続支援室

 倉敷市事業継続支援室

コールセンター：086-426-3050 受付時間：平日9時から17時

# 補助金の申請要件等

## 申請の前に

- **対象者（1ページ参照）で次の全ての項目に該当する場合は、補助金を申請いただけます。**

- **中小企業者等であること（資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模）**

主たる事業の業種	中小企業者等	
	資本金の額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他業種（下3業種除く。）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- **次のいずれかに該当している方**

- 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社） ● 個人事業主 ● 企業組合
- 協業組合 ● 農事組合法人（協同組合等に該当するものを除く） ● 一般社団法人
- 一般財団法人 ● 医療法人 ● 社会福祉法人 ● 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

- **次のいずれにも該当していない方**

- 公共交通事業者（鉄道・バス・タクシー・旅客航路） ● 政治団体 ● 宗教上の組織又は団体
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ● 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
- その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

- **対象月の燃料油の購入で、市又は他の補助金の交付を受けない方**

- **倉敷市税の滞納がない方**

## 申請額の算出方法

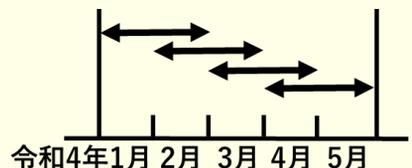
$$\text{補助金交付申請額} = \text{補助対象経費} \times \frac{1}{2}$$

(上限40万円、千円未満切り捨て) (補助率)

- ① 令和4年1月～5月の任意の連続するふた月（対象月）を設定する。
- ② 対象月に燃料として購入したガソリン・重油・軽油・灯油について、油種別に燃料購入量（ℓ）×燃料価格上昇額（円）を求める。
- ③ ②の油種別金額を合計した額を求める。（20万円に満たない場合は申請不可）

### 対象月と燃料購入量

※対象月は、右図を参考に、**任意の連続するふた月**を選択してください。  
※本制度の対象となる燃料購入量は、**対象月の給油・納品分**を指します。



# 申請から補助金交付までの流れ

## 補助金の申請

※①～④は、所定の様式により作成してください。

- 申請期限までに、以下の書類を市へ提出してください。
- 市が申請内容を審査し、**補助金の交付及び金額を決定**します。
- ① 倉敷市中小企業者等原油価格高騰緊急経済対策補助金交付申請書
- ② 補助対象経費となる燃料の油種別購入量一覧
- ③ 補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し
  - 内容（購入日、購入した油種と数量、支払金額）が記載された書類  
※請求書、領収書、レシート、クレジットカード売上票など
  - 上記と支払金額等が整合する次の書類（申請者名、支払先の記載があるもの）
    - ＜口座振込＞振込明細書又は口座通帳（表紙・該当の記帳箇所）
    - ＜口座振替＞口座通帳（表紙・該当の記帳箇所）
    - ＜カード払＞利用明細書及び口座通帳（表紙・該当の記帳箇所）
    - ＜現金払＞領収書及び現金出納帳（対象月分）※現金払の場合は、不正防止のため購入先に照会する場合があります。
- ④ 燃料油を多く使用する事業用機器・設備等の保有状況を示す写真
  - 機器・設備等の「近接写真」及び駐車・保管・設置等がわかる「外観写真」  
※1つの機能の機器・設備等につき、**近接・外観写真を1枚ずつ計2枚**  
※車両とボイラーなど異なる機能のものを複数有する場合は、燃油使用量が多いものから2種別を選び、それぞれ近接・外観写真を1枚ずつ、計4枚撮影してください。  
※近接写真は、機器・設備等が容易に把握できるよう撮影してください。  
※外観写真は、google map等で場所が特定しやすいよう建物や風景を含めて撮影してください。  
また、同一種別を複数有している場合は、なるべく多く収まるよう撮影してください。
- ⑤ 確定申告書類の写し ※税務署の收受印やe-Taxの申請日時・受信通知が確認できること。
  - （法人）前事業年度の「確定申告書別表1」及び「法人事業概況説明書（両面）」
  - （個人）令和3年の「確定申告書B第一表」及び「所得税青色申告決算書（4枚）」  
（白色申告の方は収支内訳書）
- ⑥ 現在事項全部証明書（法人）又は住民票の写し（個人）※発行日から3か月以内
- ⑦ 倉敷市税の納税証明書 ※発行日から3か月以内

※個人事業主の事業所が住民票の住所地にあって、確定申告書類に屋号の記載がない場合は、事業実態が確認できる書類（開業届、業務請負契約書など）の写しが必要です。

※創業1年未満で確定申告がまだの法人や、対象となりうる方で確定申告を行う必要のない法人の方は、別途書類が必要となりますので、市までお問合せください。

## 補助金の交付

※請求書の提出は、同封した返信用封筒をご使用ください。

- 市から**補助金交付決定通知及び請求書（所定様式）**を送付します。
- **必要事項を記載し、押印した請求書を市へ提出**してください。
- 請求書受理後1週間程度で、指定口座に補助金が振り込まれます。

# 申請書類の提出方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類（3ページ参照）を添付して期限内に提出してください（1事業者1回のみ）。



- 受付開始日は**令和4年7月1日（金）**です。
- 申請書は、倉敷市事業継続支援室のホームページ、市役所又は市内の各商工会議所・商工会窓口で入手いただけます。
- 申請書類に不備があると、内容確認等に時間がかかります。必ず事前に、「よくあるご質問」等で詳細をご確認ください。

## 郵送・窓口

※感染症拡大防止のため**原則郵送**での提出をお願いします。



### ● 郵送で提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。郵送料は申請者の負担となります。

【郵送先】〒710-8565 倉敷市西中新田640

倉敷市事業継続支援室

※「**補助金申請書在中**」と朱書きしてください。

### ● 窓口へ提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、「**補助金申請書在中**」と記載の上、本庁及び各支所設置の受付BOXに投函してください。

【提出窓口】総合案内（本庁1階）

児島・玉島・水島・真備支所産業課

【受付時間】平日9時から17時まで



### ● 補助金の不正受給は犯罪です！

別の補助金との併給や書類の偽造等、虚偽申請による不正受給が発覚した場合は、補助金の全額返還を求めます。

### ● 倉敷市を装った詐欺にご注意ください！

市職員が通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。